

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	西条市

西条市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 西条市 農林水産部 林業振興課
所 在 地 愛媛県西条市明屋敷 1 6 4 番地
電 話 番 号 0 8 9 7 - 5 2 - 1 5 0 4
F A X 番 号 0 8 9 7 - 5 2 - 1 2 6 0
メールアドレス ringyo@saijo-city.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カラス類
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	西条市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
イノシシ	水稲	2,250 千円	8.50ha
	野菜・豆類・いも類	1,145 千円	1.11ha
	果樹	2,220 千円	0.45ha
ニホンザル	水稲	61 千円	0.20ha
	野菜	1,560 千円	0.90ha
	果樹	2,114 千円	2.30ha
ニホンジカ	水稲	8 千円	0.08ha
	野菜	330 千円	0.08ha
	果樹	130 千円	0.08ha
カラス類	水稲・麦類	45 千円	0.10ha
	野菜	260 千円	0.40ha
	果樹	680 千円	1.05ha

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
イノシシ	中山間地域のみならず、里山付近でも被害が多発しており、生息数の増加、被害地域の拡大傾向がみられる。3～5月のタケノコ、9～10月の水稲のほか、年間を通じて収穫期前後の野菜類・果樹類の被害が多く発生している。また、近年においては、市街地や人家周辺での出没件数も増加しており、近隣住民の生活を脅かす事態も発生している。
ニホンザル	中山間地域のみならず、里山付近でも被害が多発しており、生息数の増加、被害地域の拡大傾向がみられる。年間を通じて収穫期前後の野菜・果樹・シイタケ等の被害が発生している。また、近年においては、市街地や人家周辺での出没件数も増加しており、近隣住民の生活を脅かす事態も発生している。
ニホンジカ	西部地域の高縄山系では従来よりヒノキの剥皮被害があったが、近年、石鎚山系でも被害が確認されており、生息区域・生息数の拡大がみられる。冬季のヒノキの剥皮被害のほ

	か、近年では４～５月に田植え直後の水稻苗の被害が発生している。
カラス類	丹原地区の果樹栽培が盛んな地域を中心に、柿、かんきつ類の被害が発生している。

(３) 被害の軽減目標

指標	鳥獣の種類	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
被害金額	イノシシ	5,615 千円	5,054 千円
	ニホンザル	3,735 千円	3,362 千円
	ニホンジカ	468 千円	421 千円
	カラス類	985 千円	887 千円
合計		10,803 千円	9,724 千円
被害面積	イノシシ	10.06ha	9.05ha
	ニホンザル	3.40ha	3.06ha
	ニホンジカ	0.24ha	0.22ha
	カラス類	1.55ha	1.40ha
合計		15.25ha	13.73ha

(４) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	○有害鳥獣駆除事業（買上げ・処理事業） 事業内容：捕獲補助 イノシシ 10,000 円/頭 ニホンザル 10,000 円/頭 ニホンジカ 10,000 円/頭 カラス類 1,000 円/羽 ノウサギ 500 円/羽（参考記載） ドバト 500 円/羽（参考記載） ヒヨドリ 200 円/羽（参考記載） 実施地区：西条市全域 [令和３年度] 総事業費：12,309 千円（県 4,632、市 7,407） ・イノシシ 293 頭 ・ニホンザル 154 頭 ・ニホンジカ 716 頭 ・カラス類 388 羽 ・ドバト 42 羽 [令和４年度] 総事業費：14,601 千円（県 4,672、市 9,929）	捕獲の取り組みは、猟友会の協力によって成り立っており、捕獲頭数は年々増加しているが、それを上回るペースで個体数が増加していると考えられる。 農作物等の被害は微減しているものの高止まりのまま推移している。 また、猟友会員の高齢化等による捕獲の担い手の減少が懸念され、今後は農業者による自衛のための狩猟免許取得の推進や後継者の育成、若年層への啓発に努めていく必要がある。

	・イノシシ 583 頭 ・ニホンザル 198 頭 ・ニホンジカ 626 頭 ・カラス類 527 羽 ・ドバト 8 羽 [令和5年度] 総事業費：13,170 千円（県 6,225、市 6,945） ・イノシシ 292 頭 ・ニホンザル 109 頭 ・ニホンジカ 891 頭 ・カラス類 249 羽 ・ドバト 2 羽 [令和6年度（見込み）] 総事業費：14,618 千円（県 5,529、市 9,089） ・イノシシ 561 頭 ・ニホンザル 145 頭 ・ニホンジカ 725 頭 ・カラス類 305 羽 ・ドバト 6 羽 ○有害鳥獣駆除事業（駆除事業） 事業内容：駆除に必要な経費補助 ・イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ 60,000 円/1 ヶ月 ・カラス類、ドバト等 25,000 円/1 ヶ月 ・わな 15,000 円/1 ヶ月 ・遠隔監視型大型捕獲檻のわな 8,000 円/1 ヶ月 [令和3年度] 総事業費：1,787 千円（市単） [令和4年度] 総事業費：1,787 千円（市単） [令和5年度] 総事業費：1,787 千円（市単） [令和6年度（見込み）] 総事業費：1,787 千円（市単）	
--	--	--

	○鳥獣被害防止総合対策事業（国事業）のうち鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業） [令和3年度] 事業内容：イノシシ用箱わな 10 基 総事業費：385 千円 [令和4年度] 事業内容：イノシシ用箱わな 5 基 サル用箱わな 10 基 総事業費：748 千円 [令和5年度] 事業内容：イノシシ用箱わな 10 基 サル用箱わな 10 基 総事業費：1,144 千円 [令和6年度（見込み）] 事業内容：イノシシ用箱わな 10 基 サル用箱わな 10 基 総事業費：1,800 千円 ○鳥獣被害防止総合対策事業（国事業）のうち緊急捕獲活動支援事業 事業内容：捕獲補助 ・イノシシ 成獣 7,000 円/頭 ・ニホンザル 成獣 8,000 円/頭 ・ニホンジカ 成獣 7,000 円/頭 （幼獣は各 1,000 円/頭） 実施地区：西条市全域 [令和3年度] 総事業費：3,941 千円 [令和4年度] 総事業費：5,798 千円 [令和5年度] 総事業費：4,230 千円 [令和6年度（見込み）] 総事業費：4,574 千円	
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取	○有害鳥獣被害対策事業（市単、1/2 補助） [令和3年度] 事業内容：電気柵、防護柵、防護ネット 8.9km（49 件） 補助金額：1,521 千円	防護柵等については、有害鳥獣の生息域拡大により、今後も新規の設置が見込まれており、農業者へ更に事業の周知を図る必要が

組	[令和4年度] 事業内容：電気柵、防護柵、防護ネット 10.2km（54件） 補助金額：1,789千円 [令和5年度] 事業内容：電気柵、防護柵、防護ネット 9.3km（42件） 補助金額：1,289千円 [令和6年度（見込み）] 事業内容：電気柵、防護柵、防護ネット 5.9km（43件） 補助金額：1,271千円	ある。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	関係機関や専門家と連携した集落点検 [令和4年度] 実施場所：兎之山地区、大保木地区 ほか [令和5年度] 実施場所：橘地区、大保木地区 ほか [令和6年度（見込み）] 実施場所：加茂地区、橘地区、大保木地区 丹原町川根地区 ほか	集落点検をはじめとする地域 体制づくりは、住民主体の対策に シフトしていくためには非常に 重要な対策であり、今後は指導者 や人材育成の確保を推進してい く必要がある。

（５）今後の取組方針

講演会、研修会、座談会、広報を通じて、地域住民に対して正しい知識の普及と意識の啓発に努め、集落全体で取り組む等、住民による主体的な鳥獣害対策を進める。地域が鳥獣のエサ場とならないよう、農地や集落環境を改善し、鳥獣を寄せ付けない農地、集落を目指す。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

猟友会内で有害鳥獣捕獲に従事する者で組織された『捕獲隊』が、市や農業者等からの捕獲依頼を受け、捕獲活動を行う。また、猟友会内での捕獲隊員の増加や、農業者等地域住民の狩猟免許の取得促進を図る。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７～９年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ カラス類	捕獲が円滑に進むよう、猟友会による捕獲や体制の組織化に対する補助を継続する。また、補助事業を活用し、捕獲機材の導入や、狩猟者の確保、育成を進める。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
第１３次鳥獣保護管理事業計画及び第５次愛媛県イノシシ適正管理計画と

第４次愛媛県ニホンジカ適正管理計画と第２次愛媛県ニホンザル適正管理計画の捕獲目標を踏まえ、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準にして、生息動向、被害状況を考慮して設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ	５００頭	５００頭	５００頭
ニホンザル	１５０頭	１５０頭	１５０頭
ニホンジカ	３５０頭	３５０頭	３５０頭
カラス類	２６５羽	２６５羽	２６５羽

捕獲等の取組内容
捕獲方法については、銃器・わなを用いる。
捕獲予定場所については、市内全域とする。
捕獲予定時期については、被害発生時または、予察計画で定める期間とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
被害を防止するため、各種柵の設置、わな又はライフル銃以外の銃器を利用した捕獲等が行われているにもかかわらず被害が発生していることを鑑み、状況に応じ許可を行う。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
西条市全域	狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース、ノヤギ（国有林野又は県有林の区域内において国又は県が行うものを除く）

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	電気柵・ワイヤーメッシュ柵等 10,000m	電気柵・ワイヤーメッシュ柵等 10,000m	電気柵・ワイヤーメッシュ柵等 10,000m

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	関係機関と連携して点検・指導を行うとともに、市の補助事業で導入した柵の設置については個別にフォローアップを行う。	関係機関と連携して点検・指導を行うとともに、市の補助事業で導入した柵の設置については個別にフォローアップを行う。	関係機関と連携して点検・指導を行うとともに、市の補助事業で導入した柵の設置については個別にフォローアップを行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

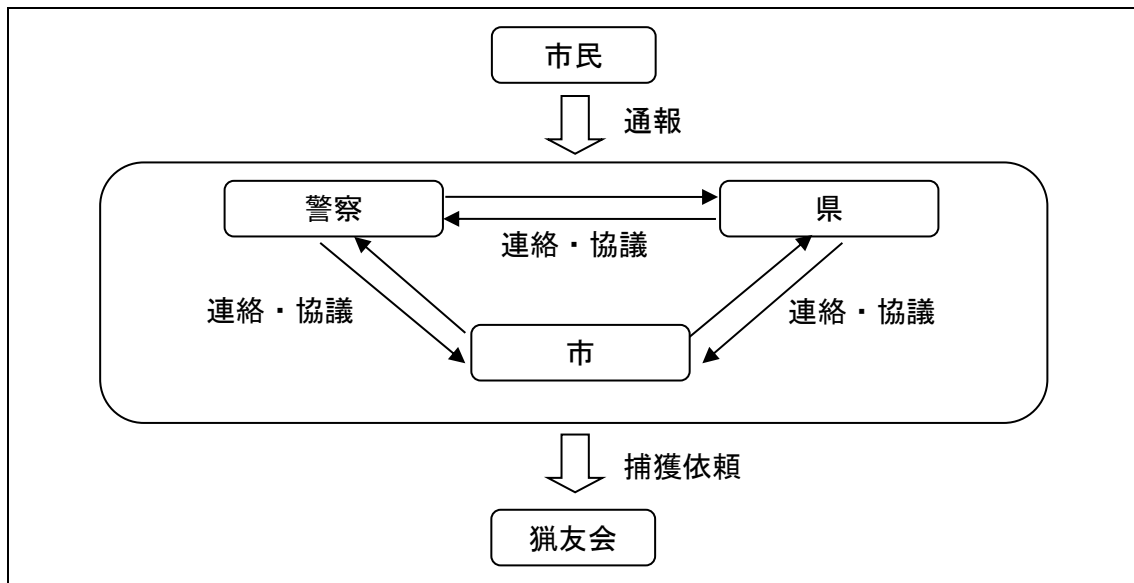
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7～9年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ カラス類	鳥獣による被害を受けている地域を中心に講演会、研修会、座談会を開催し、地域住民の意識を向上させ、侵入防止柵や緩衝帯の設置、放任果樹の除去等により有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備に取り組む。また、ニホンザルに対しては、動物駆逐用煙火を用いた集落単位での追い払い活動に取り組む。いずれの活動も、有識者による意見・助言を受けながら進める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
愛媛県東予地方局森林林業課	被害の把握と関係機関への連絡、対応協議
西条警察署生活安全課	被害の把握と関係機関への連絡、対応協議
西条西警察署生活安全課	被害の把握と関係機関への連絡、対応協議
西条市農林水産部林業振興課	被害の把握と関係機関への連絡、対応協議
西条市西部支所農林建設課	被害の把握と関係機関への連絡、対応協議
西条猟友会	会員への連絡、捕獲の実施
東予猟友会	会員への連絡、捕獲の実施
丹原町猟友会	会員への連絡、捕獲の実施
小松町猟友会	会員への連絡、捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カラス類
捕獲した鳥獣の処理については、速やかに埋設処理等を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状では、捕獲した鳥獣は、捕獲者が自家消費、埋設処理をしている。今後はジビエとしての利用やその他の利用方法について、調査・研究を行う。
ペットフード	現状では、捕獲した鳥獣は、捕獲者が自家消費、埋設処理をしている。今後はジビエとしての利用やその他の利用方法について、調査・研究を行う。
皮革	現状では、捕獲した鳥獣は、捕獲者が自家消費、埋設処理をしている。今後はジビエとしての利用やその他の利用方法について、調査・研究を行う。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状では、捕獲した鳥獣は、捕獲者が自家消費、埋設処理をしている。今後はジビエとしての利用やその他の利用方法について、調査・研究を行う。

(2) 処理加工施設の実施

利用に必要な施設整備にあたっては、採算性の確保等多くの課題があるため、他の地域の事例や市場のニーズ等を調査・研究する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲から生肉の出荷まで一連の中で、指導・助言できる人材（ジビエコーディネーター）の育成について、調査・研究する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	西条市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
えひめ未来農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、営農指導、被害防止対策の推進
周桑農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、営農指導、被害防止対策の推進
東予園芸農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、営農指導、被害防止対策の推進
愛媛県農業共済組合 東予支所	鳥獣被害の実態把握、被害防止対策の推進
いしづち森林組合	鳥獣被害の実態把握
西条猟友会	有害鳥獣に関する情報提供、捕獲の実施、狩猟免許取得の推進
東予猟友会	有害鳥獣に関する情報提供、捕獲の実施、狩猟免許取得の推進
丹原町猟友会	有害鳥獣に関する情報提供、捕獲の実施、狩猟免許取得の推進
小松町猟友会	有害鳥獣に関する情報提供、捕獲の実施、狩猟免許取得の推進
愛媛県東予地方局農林水産振興部 森林林業課	適正な捕獲指導
愛媛県東予地方局農林水産振興部 農業振興課	被害防止等の技術指導、鳥獣被害の実態把握、農業従事者に対する狩猟免許制度の啓発
西条市農林水産部林業振興課	協議会事務局を担当、協議会に関する連絡・調整
西条市西部支所農林建設課	協議会事務局補佐
西条市農林水産部農水振興課	鳥獣被害の実態把握

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
各自治会	鳥獣被害の報告及び地域内の調整、動物駆逐用煙火を用いた追い払い活動の実施

N P O 法人 西条 自然学校	鳥獣被害に対しての専門的な知見からの提言や助言等
---------------------	--------------------------

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員 7 名で構成し、鳥獣被害防止に関する対応方針の企画立案、情報収集及び分析、技術向上及び普及指導、その他市長が必要と認める職務を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農林業者や住民についても捕獲活動への協力を促す。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害は高止まりで推移しており、地理的条件や年齢構成等、各集落の現状に合わせた対策と啓発が重要である。現状把握と鳥獣被害対策への取り組みを進めるため、集落への指導を強化する。